

## 法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

下記の文章を読んで、以下の各間に答えなさい。

A会社は、「モノクロ」というブランドを使って若者向けのカジュアルな衣料を製造・販売している株式会社（取締役会設置会社）である。A会社は普通株式のみを発行するが、その定款には、会社が発行する株式の譲渡による取得には会社の承認を要する旨の規定が設けられている。A会社の創業者であったBは、A会社の代表取締役社長でかつ発行済株式総数の70%を有する大株主であったが、体調を崩して入院したため、A会社の取締役であるC（Bの長男）および支配人であるD（Bの次男）に事実上経営を任せていた。CとDはいずれもA会社の株主ではなかつたが、A会社の経営をめぐって対立することが多く、Dは次第にA会社の経営から遠ざけられるようになった。

2009年12月に入ってBの容態が急変し、集中治療室で絶対安静の状態となっていたが、ついに同年12月31日に死亡した。Bの死亡後、Bの遺産相続をめぐってCとDに対立が生じ、遺産分割の協議が調わなかった。このため、Bが保有していたA会社株式の株主名簿上の名義もそのままの状態であった。ところが、2010年2月になって、Dは、自分が知らない間に、同年1月10日にA会社の臨時株主総会が開催され、Cの家族が取締役に選任されたという議事録が作成され、またその後の取締役会においてCが代表取締役社長に選定されたとする取締役会の議事録が作成され、これらに基づいてそれぞれの登記がなされていることを知った。

問1 Bの死亡後、遺産分割協議が調うまでの間、Bが保有していたA会社株式は誰に帰属するか。また、その間において、当該株式について権利を行使するためには、どのような手続が必要か。（10点）

問2 Dは、上記の株主総会決議が存在しないことの確認を求める訴えを提起する資格を有するか。また、株主総会の議事録において、当該株主総会決議の日が2009年12月30日とされていたならば、結論はどうなるか。（20点）

A会社の取引先で、A会社の発行済株式総数の5%を保有するEは、CD間の仲介をすることによって内紛を収めようとしたが、うまく話がまとまらなかった。そこで、Eはこの件から手を引くことにし、併せて自己が保有するA会社株式をCに買い取ってもらうことになった（以下、「本件株式譲渡」という）。本件株式譲渡は、2010年4月1日に代金の支払と引換えになされた。もっとも、EはDの学生時代からの友人でもあり、Dとの関係が悪くなることをおそれて、本件株式譲渡に際し、CD間の遺産分割協議がまとまるまで、A会社の株主名簿記載事項の記載請求（名義書換請求）をしない旨の合意がCE間でなされたため、名義書換はなされていない。

問3 本件譲渡株式について名義書換を請求するためには、その前提としてどのような手続が必要か。（10点）

問4 A会社は、名義書換前のCを株主として扱うことが許されるか。（10点）